

第1回 大阪府死因調査等あり方検討会

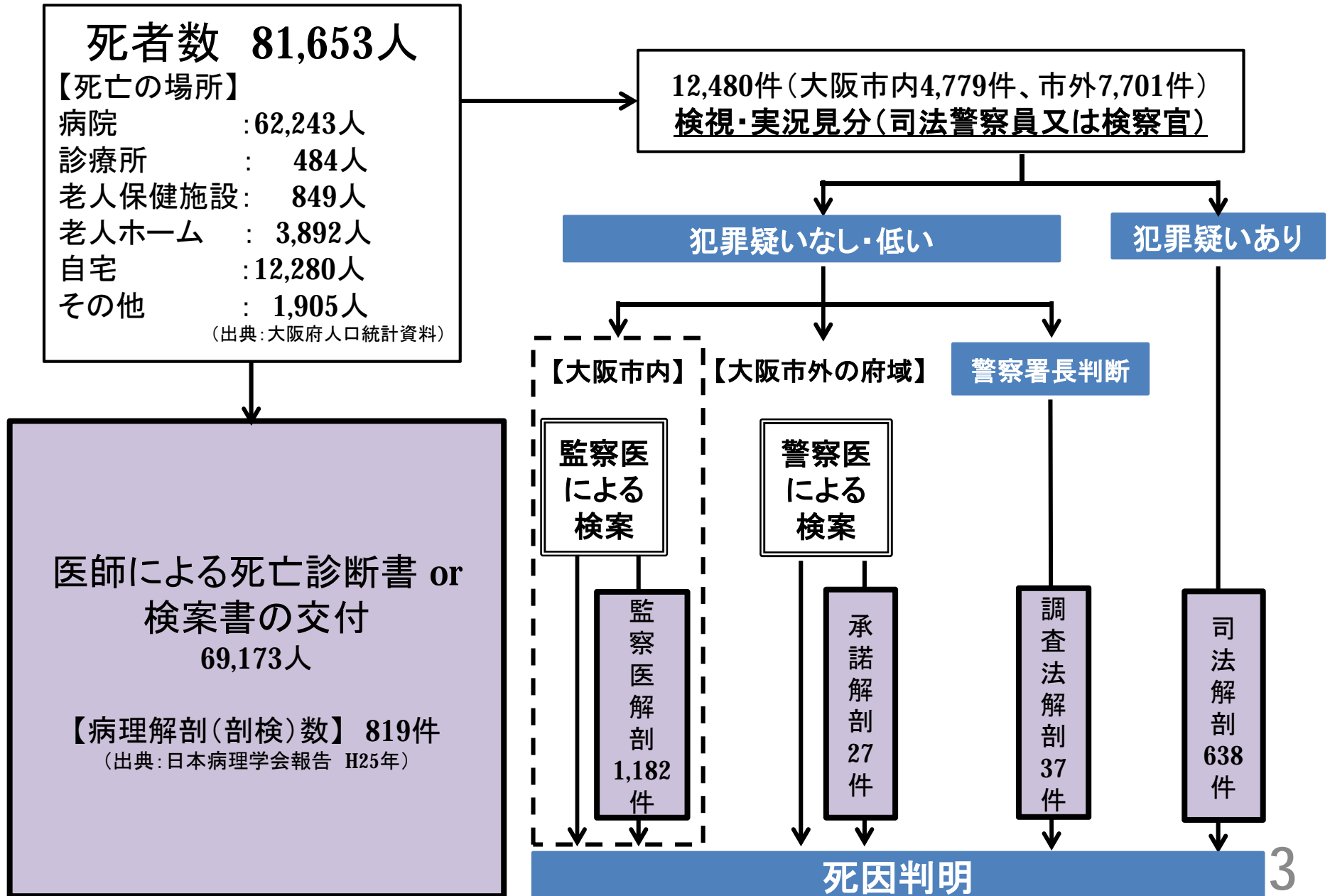
大阪府健康医療部

平成28年6月2日

社会の変化と死因調査

- ・ 高齢化の進展により、高齢者のみの世帯の方や高齢者の単身世帯の方および医療を受けていない方の在宅死や孤独死が増加すると予想される。
- ・ 医療法による医療事故調査制度が、平成27年10月に施行された。
- ・ 監察医制度は、病院死が少ない戦後の混乱期に、GHQの命令により昭和22年に創設されたものである。
- ・ 遺体を大切に想い、静かな看取りを願う遺族の存在がある。
- ・ 東日本大震災の発生時、身元の確認作業が困難を極めた。
- ・ 警察における死体取扱数は、過去10年間で約24%の増加している。また、犯罪行為により死亡したものを病死と判断するなどし、犯罪を見逃してしまったケースも見受けられた。

大阪府における死因調査の現状 (H26)



解剖に関する法制度

	病理解剖	監察医解剖	承諾解剖	調査法解剖	司法解剖
所管省庁	厚生労働省		警察庁		
根拠法令	死体解剖保存法			死因身元 調査法	刑事訴訟法
対象地域	全国	特定地域	監察医制度の ない地域	全国	
費用負担	医療機関	公費	公費	公費	公費
実施機関	医療機関 (病理部門)	監察医事務所 (法医学)	大学 (医学部法医)	大学 (医学部法医)	大学 (医学部法医)

監察医制度の概要

・死体解剖保存法第8条

政令に定める地を所管する都道府県知事(※)は、その地域内における伝染病、中毒または災害により死亡した疑いのある死体、その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案させ、又は検案によっても死因の判明しない場合は解剖させることができる。ただし、変死体又は変死の疑いがある死体については、刑事訴訟法の規定により検視があった後でなければ、検案又は解剖させることができない(以下略)

※東京都の区を存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市、神戸市

府県名	監察医設置指定地域・実施状況		監察医地域 (H25年中)		監察医数 (H26.4.1)		
			検案数	解剖数	常勤	非常勤	計
大阪府	大阪市	府監察医事務所で検案・解剖を実施	4,687	1,146	0	42	42
東京都	東京23区	東京都監察医務院で検案・解剖を実施	13,473	2,318	12	50	62
神奈川	横浜市	一般の開業医を監察医として委嘱、県警を通じ検案・解剖を依頼	3,412	1,400	0	3	3
愛知県	名古屋市	愛知県死因調査研究会に委託	5	5	0	5	5
兵庫県	神戸市	兵庫県監察医務室で検案・解剖を実施	1,569	1,103	1	16	17

神奈川県についてはH26年度を持って廃止

死因調査における健康医療部の問題意識

1. 孤独死、家庭内事故死など医療と無関係な死における死因確認の必要性
2. 医療事故調査制度によるAiまたは解剖の必要性
3. 大阪市と大阪市以外の地域における死因調査の違い
4. Ai等死因確認技術の導入